

令和8年1月15日

長浜市議会健康福祉常任委員会

資料

案件名	所管課	ページ
新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について (経過報告)	健康推進課 防災危機管理課	2

健康福祉部

所管委員会	健康福祉常任委員会
所管課	健康推進課 防災危機管理課

新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について（経過報告）

新型インフルエンザをはじめ、市民の生活や健康に重大な影響を及ぼす恐れのある感染症を想定し、平時の準備や発生時の対応を示す基本指針となる「新型インフルエンザ等対策行動計画」について、改定状況の経過報告を行います。

1. 経過報告

令和7年7月 新型インフルエンザ等対策推進会議（第1回）

内容：計画改定の着手報告

11月 新型インフルエンザ等対策推進会議幹事会（第1回）

内容：計画概要の説明、計画素案への意見照会

12月 新型インフルエンザ等対策推進会議（第2回）

内容：計画素案の審議

全庁意見照会、外部機関意見照会（～1月中旬）

2. 計画の概要及び主な改定内容（詳細：別紙1）

（1）目的

- ・感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ・市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小限となるようにする。

（2）対象感染症

- ・新型インフルエンザ等感染症
- ・新感染症
- ・指定感染症（既知の感染症であって、まん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれのあるもの）

（3）改定のポイント

- ・平時の準備の充実
- ・対策項目の拡充や柔軟かつ機動的な対策の切替え
- ・情報発信の強化・リスクコミュニケーションの実施

3. 改定スケジュール

令和8年 2月 新型インフルエンザ等対策推進会議幹事会（第2回）
(パブリックコメント実施前)

3月 新型インフルエンザ等対策推進会議（第3回）
(パブリックコメント実施前)

健康福祉常任委員会（パブリックコメント実施前）
パブリックコメント（～4月下旬）

- 5月 新型インフルエンザ等対策推進会議幹事会（第3回）（最終案）
- 6月 新型インフルエンザ等対策推進会議（第4回）（最終案）
総務教育常任委員会及び健康福祉常任委員会（最終案）
- 7月 施行・ホームページ掲載

長浜市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

別紙1

「新型インフルエンザ等対策行動計画」は、新型インフルエンザ等感染症が発生した場合に備え平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示したものである。新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、令和6年7月に政府行動計画が約10年ぶりに抜本的に改定され、これを受け、令和7年7月に滋賀県行動計画が改定された。本市においても、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づき、平成27年4月に策定した「長浜市新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定する。今後は概ね6年ごとに政府行動計画の改定が検討されることを踏まえ、市行動計画についても、国・県行動計画の改定に準じ、必要に応じて見直しを行う。

1. 市行動計画の目的

①感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護する。

・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくし、医療提供体制への負荷を軽減するとともに、患者数等が医療提供体制の能力を超えないようにし、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

②市民生活および地域経済に及ぼす影響が最小限となるようにする。

・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に実施し、市民生活及び市民経済の安定を確保する。

・地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。

・事業継続計画等により、医療提供業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

※赤字が前回計画からの追加項目

2. 対象感染症

①新型インフルエンザ等感染症

②新感染症

③**指定感染症**（既知の感染症であって、まん延により、国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれのあるもの）

3. 改定のポイント

(1) 平時の準備の充実

・国、県と連携したDXの推進、連携体制の確認、訓練の実施

・人材育成

(2) 対策項目の拡充や柔軟かつ機動的な対策の切替え

・対策項目の拡充（6項目→7項目）

・対策段階を3区分に再設定し、複数の感染の波が生じることを想定し、柔軟かつ機動的な対策の切替えを可能とする

(3) 情報発信の強化・リスクコミュニケーションの実施

・偏見、差別等の防止や偽・誤情報対策を含め、住民に対するきめ細やかな対応（市にコールセンターの設置）

4. 市行動計画の構成

【第1部 はじめに】

第1章 感染症危機を取り巻く状況

第2章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

第3章 長浜市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成

第4章 市行動計画改定の目的 第5章 市行動計画改定の概要

【第2部 総論】

第1章 新型インフルエンザ等対策の基本方針

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

第2章 対策の基本項目等

第3章 対策推進のための役割分担

【第3部 各論】

第1章 実施体制

第2章 情報提供・共有・**リスクコミュニケーション**

第3章 まん延防止

第4章 **ワクチン**

第5章 **保健**

第6章 **物資**

第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保

7つの対策項目について、それぞれ以下の段階別に記載

1. 準備期

2. 初動期

3. 対応期

各発生段階における対策

発生段階	準備期	初動期	対応期
目的	・各関係機関の役割整理と連携強化 ・有事の際の指揮命令系統の等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認 ・人員の調整、縮小可能な業務の整理 ・研修や訓練を通じた課題の発見や改善	・市の危機管理として事態を的確に把握 ・市民の生命及び健康を保護するための緊急かつ総合的な対応の実施 ・まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により、感染拡大のスピードやピークを抑制し、確保された医療提供体制で対応	・市及び各関係機関における持続可能な対策の実施 ・柔軟な対策の実施体制の整備と見直し ・医療のひっ迫を回避、病原体の変異及びワクチン、治療法の開発等状況の変化に合わせた柔軟かつ機動的な対策の切り替え
実施体制	・実践的な訓練の実施 ・市行動計画の策定及び体制整備・強化 ・国及び地方公共団体等の連携強化	・新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置 ① 国・県が対策本部を設置と合わせて、市対策本部の設置を検討 ② 必要な人体制の強化（全庁的な対応） ・迅速な対策の実施に必要な予算の確保	・国対策本部設置後における速やかな実施体制 緊急事態宣言時 ・直ちに市対策本部を設置 ・職員の派遣、応援への対応 ・必要な財政上の措置
情報提供・共有・リスクコミュニケーション	・市における情報提供と共有 【感染症に関する基本的な情報と感染対策、感染症の発生状況等の情報提供と共有】 ・偏見、差別の防止等に関する啓発・啓発 ・偽・誤情報に関する啓発及び正しい知識・情報の発信 ・迅速かつ一体的な情報提供と共有	・市における情報提供と共有 【あらゆる情報媒体を整備・活用し、感染症の特性や発生状況等の科学的知見等の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有】 ・双方のコミュニケーションを実施 ① リスクコミュニケーション ② コールセンターの設置 ・偽・誤情報や偏見・差別等への対応	・市における情報提供・共有 【初動期の対応に加え、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めた啓発、冷静な対応を促す】 ・双方のコミュニケーションを実施 ① リスクコミュニケーション ② コールセンターの質問等を関係部局で共有、回答に反映 ・偽・誤情報や偏見・差別等への対応
まん延防止	・新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進 ① 想定される対策の内容やその意義について周知 ② 基本的な感染対策方法の普及	・市内におけるまん延防止 ・業務継続計画に基づく対応	・まん延防止対策の内容 ① 市民・基本的な感染対策・テレワーク・オンライン会議の活用 ② 施設・施設における感染対策の強化 ③ 学校・保育施設・感染対策の実施に資する情報提供
ワクチン	・ワクチン接種に必要な資機材の確保方法の確認 ・ワクチンの供給体制の想定 ・特定接種・住民接種体制の構築、DXの推進	・ワクチン接種に必要な資機材の確保 ・特定接種、住民接種の体制確保、会場準備、各機関との調整	・ワクチンや必要資材の供給 ・特定接種・住民接種の準備と実施 ・予防接種体制の構築と拡充、接種記録のシステム活用
保健	・市は、保健所に対する応援派遣要請があった場合に備え、人体制を構築しておく。		・保健所業務への協力 ・健康観察および生活支援 ・メンタルヘルス対策
物資	・感染症対策物資等の備蓄と定期的な備蓄状況の確認		・感染症対策物資等の備蓄状況の随時確認 ・感染症対策物資等の必要量を確保
市民生活及び地域経済の安定の確保	・情報共有体制の整備 ・支援の実施に係る仕組みの整備 ・物資及び資材の備蓄 ・生活支援を要する者への支援等の準備 ・火葬能力等の把握・火葬体制の整備	・事業者や市民等に対する感染対策等を呼びかけ ・遺体の火葬・安置できる場所の確保	・心身への影響に関する施策（メンタルヘルス対策・孤立対策等） ・要配慮者等への生活支援 ・学校の臨時休業の際の学びの継続に関する取組 ・生活関連物資の価格の安定 ・埋葬・火葬の特例等 ・社会経済活動の安定に関する措置（事業所・ゴミ収集・上下水道）

※緊急事態宣言とは

国民の生命および健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められるとき、特措法第32条に基づき、政府対策本部が行う。